

◎海運業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国
政府と中華人民共和国政府との間の交換公文

(略称) 中国との海運所得の相互免税取極

昭和五十年五月二十日 北京で
昭和五十年六月四日 効力発生
昭和五十年五月三十日 告示

(外務省告示第一〇三号)

目 次

ページ

日本側書簡	一一三
1 日本側の租税の免除	一一三
2 中華人民共和国側の租税の免除	一一三
3 取極の適用開始時期	一一三
4 取極の失効	一一三
中国側書簡	一一五

(海運業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文)

日本側書簡

日本側の租税の免除

中華人民共和国の租税の免除

取極の適用開始時期 取極の失効

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、船舶を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入に対する租税の相互免除に關し、両国政府の代表者の間で最近到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 日本国政府は、日本国の關係法令に従い、中華人民共和国の海運企業に対して、船舶(当該企業が備船する船舶を含む。)を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入について、日本国で課される所得税、法人税、住民税及び事業税を免除する。

2 中華人民共和国政府は、中華人民共和国の關係法令に従い、日本国の海運企業に対して、船舶(当該企業が備船する船舶を含む。)を国際運輸に運用することから生ずる所得又は収入について、中華人民共和国で課される工商所得税、工商統一税及びこれらの租税の付加税を免除する。

3 1及び2に定める租税の免除は、千九百七十五年六月四日以後に生ずる所得又は収入について適用する。

4 この取極は、1又は2の規定が關係法令の改正又は廃止により日本国又は中華人民共和国において実施できなくなつた場合に、効力を失う。この場合には、關係法令のこのような改正又は廃止が行われた国の政府は、他方の政府に対して、できるだけ速やかにこの旨を通告するものとし、両国政府の

代表者は、この取極に代わる新しい取極について協議するた
め会合するものとする。

本使は、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認される
ことを要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬
意を表します。

千九百七十五年五月二十日に北京で

日本国特命全權大使 小川平四郎

中華人民共和國

財政部副部長 王丙乾閣下

中国側書簡

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(中国側書簡)

(日本側書簡)

(中国方面函件)

日本国駐中華人民共和国特命全權大使
小川平四郎先生閣下：
我荣幸地收到了閣下今天的来信，内容如下：

“本使荣幸地代表日本国政府确认，最近两国政府代表就经营船舶从事国际运输取得的所得或收入互免税捐而达成的如下谅解：

一、日本国政府根据日本国的有关法令，对中华人民共和国海运企业经营船舶（包括该企业租用的船舶）从事国际运输取得的所得或收入，免除在日本国征收的所得税、法人税、居民税以及事业税。

二、中华人民共和国政府根据中华人民共和国的有关法令，对日本国海运企业经营船舶（包括该企业租用的船舶）从事国际运输取得

の所得或收入，免除在中华人民共和国征收的工商所得税、工商统一税以及这两种税的附加。

三、一和二の免稅規定，适用于一九七五年六月四日以后取得的所得或收入。

四、一或二の規定由于有关法令的修改或废除而在日本国或中华人民共和国不能执行时，则本协议失效。在此情况下，对有关法令进行这种修改或废除的国家的政府，应尽快通知另一方的政府，两国政府的代表应进行会晤，协商代替本协议的新协议。

本使荣幸地请阁下代表贵国政府确认上述谅解。”

本官は、閣下の書簡に述べられた了解を中華人民共和国政府に代わつて確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十五年五月二十日に北京で

中華人民共和国財政部副部长 王丙乾

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 小川平四郎閣下

代表中華人民共和国政府確認閣下来信所述的谅解。

此意向閣下表示敬意。

中華人民共和国財政部副部长

王丙乾

一九七五年五月二十日于北京

(参考)

この取極は、日本国と中華人民共和国との間で船舶を国際運輸に運用することによって生ずる所得又は収入に対する租税の相互免除について両国政府間の了解を確認したものである。